



令和6年2月 西目総合支所 お知らせ版

令和6年1月31日(水)発行

※ 夜間・休日緊急連絡 ☎33-2211

1. 交通災害共済・不慮の災害共済（担当：市民サービス課 市民福祉班）

令和6年度の交通災害共済・不慮の災害共済への加入申込みを2月1日から受け付けます。各世帯で、インターネットで申し込みをするか、市民サービス課または下記取扱金融機関へお申し込みください。

☆ 受付 インターネットまたは市民サービス課窓口

：2月1日（木）～通年

金融機関窓口：2月1日（木）～7月31日（水）

【取扱金融機関】秋田銀行、北都銀行、ゆうちょ銀行または郵便局、
羽後信用金庫、秋田しんせい農業協同組合

☆ 掛金 交通災害共済：1人あたり300円

（令和6年度の小学1年生は無料）

不慮の災害共済：1人あたり700円

※インターネット加入推進キャンペーン

令和6年2月1日（木）から3月31日（日）までにインターネットで加入した方へ抽選で10名様に「オムロン体組成計」がプレゼントされます。

加入手続きに必要なものはメールアドレスとクレジットカードです。窓口に行かなくても自宅から簡単に、24時間いつでもお申し込みできます。また、共済金の請求もインターネットで手続きできます。

詳細は配布の「ともすけ共済（交通災害共済・不慮の災害共済）加入申込書」をご覧ください。



ともすけ共済申し込み

2. 行政相談・何でも相談（担当：市民サービス課 市民福祉班）

家庭や地域などの心配ごとや行政相談等がありましたら、お気軽にご相談ください。相談会に事前予約は必要ありません。

行政相談委員は中高屋町内の釜台憲二さんです。（電話33-2797）

※ 個人情報保護は確保されます。内容ごとに専門機関へ繋いだり、行政機関へ改善を依頼したりします。

人権擁護委員による人権相談も同時に行われます。

人権擁護委員は、若松町内の櫻井茂和さんと、潟端町内の松永美喜子さんです。

☆ 日時 2月13日（火）10:00～15:00

☆ 場所 社会福祉協議会 西目支所

3. 所得税・市県民税等の申告相談（担当：市民サービス課 振興班）

☆ 期 間 2月15日（木）～3月15日（金）

☆ 時 間 【午前の部】9時～11時 【午後の部】13時～15時

☆ 場 所 西目総合支所2階「第1会議室」

☆ その他 ①申告相談の町内割について

相談日は町内毎に日程を割り振っています。自身の町内指定日に都合がつかない場合などは、期間中どの日でも受付可能ですが、混雑を避けるため、できるだけ指定された日にお越しください。特に全町内対象日は混雑が予想されます。

②持参される書類の事前準備について

申告書類等は事前に集計・整理いただき、相談時間の短縮にご協力ください。集計・整理が不十分な場合は、相談を受付できません。

※ 医療費控除の特例を受けられる方は「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。控除を受けられる方は必ず明細書を作成し、申告書に添付してください。申告相談会場では明細書の代行作成はできませんので、必ず事前に作成してください。領収書の集計だけでは受付できません。

③電子申告などをご活用ください

国税電子申告・納税システム（e-Tax）や国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、お手持ちのパソコン・スマートフォンから確定申告をすることができますので、是非ご利用ください。



④本人確認書類の持参について

各種書類への押印が省略されたため、印鑑は不要となっております。これに伴い本人確認を徹底していますので、マイナンバーカードや運転免許証など、本人確認できる書類をお忘れなくお持ちください。

詳細は配布の「西目地域申告相談のご案内」をご覧ください。

4. インターバル速歩実践会（担当：市民サービス課 市民福祉班）

インターバル速歩とは「ゆっくり歩き」と「早歩き」を数分ずつ交互に繰り返すウォーキング方法です。当日はインストラクターが指導を行います。

☆ 日 時 2月19日（月） 13：30～14：30

☆ 会 場 B&G西目海洋センター

☆ 持ち物 室内用靴・飲み物・タオル

動きやすい服装でお越しください。

5. 由利耕心大学講座受講生募集（担当：教育学習課 教育学習班）

4月から12月にかけて県内大学教授・専門科目別の有識者や活躍されている著名人等を講師に招き、社会・経済、教育・倫理、法律・哲学、歴史・文化、健康・福祉、自然・環境等を学びます。

- ☆ 期 日 4月10日（水）、5月10日（金）、6月10日（月）、7月10日（水）
8月2日（金）、8月23日（金）、9月10日（火）、10月10日（木）
11月11日（月）、12月11日（水）
- ☆ 会 場 西目公民館「シーガル」
- ☆ 時 間 10時～15時
- ☆ 対 象 由利本荘市・にかほ市在住の50歳以上の方
- ☆ 受講料 4,000円（年間）

※申込みは、令和6年3月18日（月）まで。

お問い合わせは、事務局 木内さん53-3541・齋藤さん23-4294

6. 消防・防災メールへの登録（担当：市民サービス課 振興班）

市では、携帯電話のメールを活用した消防・防災情報の一斉配信を行っています。利用登録すると、以下の情報がメール配信されます。（登録無料）

- *市内の地震・津波・大雨・土砂災害等の警戒情報
- *市より避難情報、災害時の注意の呼びかけ
- *その他 地域の防災に関する情報

※市からの情報を有効活用し、災害に備え、被害に遭わないようにしましょう。

【登録手順】

- ①次のQRコードを読み取るか、Eメールアドレスを宛先に入力して、空メールを送信してください。（件名、本文等は空白のままです）
- ②空メールを送信した後に、本登録の案内メールが送信されます。
- ③案内メールの手順に従って、登録をすすめてください。

空メール送信用アドレス：bousai.yurihonjo-city@raidan.ktaiwork.jp



【ご注意】

携帯電話に迷惑メール設定がされている場合は、メールが届きませんので、あらかじめ、(yurihonjo-city@raidan.ktaiwork.jp) 消防防災メールの登録からのメールを指定受信できるように変更してください。（設定の仕方が分からない場合は、購入された携帯電話の販売店等にご確認願います。）

連 絡 先

◎市民サービス課

（振興班）☎33-4610・（市民福祉班）☎33-4620
nsm-service@city.yurihonjo.lg.jp

◎産業建設課

（農林水産班）☎33-4614・（商工観光班）☎33-4615・（建設班）☎33-4616
nsm-sanken@city.yurihonjo.lg.jp

◎教育学習課

（教育学習班）☎33-2315
nsm-kyoiku@city.yurihonjo.lg.jp

ごみを出すときのルール

ルールを守らないごみ出しは収集されず、ゴミステーションと一緒に利用するみなさんに迷惑がかかります。また、廃棄物処理法違反に該当し、罰則の対象となるケースもあります。基本的なルールを守り、**収集されるまで責任を持ちましょう。**

ごみ出し4原則

収集日

指定された収集日に指定されたごみを出してください。

時間

収集日当日の**午前6時から午前8時まで**の間に出してください。前日や夜中、またはごみを収集した後には出さないでください。

分別

正しく分別し「指定ごみ袋」と入れるごみの種類は一致させてください。

記名

「指定ごみ袋」には町内名・氏名を必ず記入してください。

【 電池類・水銀含有廃棄物の出し方 】

西目地域では、西目総合支所や各町内会館等にコンテナを設置し回収しています。

◆乾電池類

ビニール袋等から出してコンテナに入れてください。

◆リチウムイオン電池類

西目総合支所に回収ボックスを設置しています。各町内では回収しません。

◆蛍光管

白熱電球やLED照明は「燃えないごみ」です。

◆水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計

水銀が含まれていないものは「燃えないごみ」です。

※上記以外のものは回収しません。

会社や工場などから出るごみ

- ・家庭から出るごみと異なり**ゴミステーションに出すことはできません。**
- ・事業所で許可業者へ依頼するか直接ごみ処理施設へ搬入することになります。
- ・電池類、蛍光管や水銀体温計などの水銀含有廃棄物は産業廃棄物に該当しますので、**事業所で適切に処分してください。**

問い合わせ先：西目総合支所市民サービス課市民福祉班（電話 33-4620）